

XVI セクシュアル・ハラスメント等への対応

現状

学内におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応に関しては、1年近くにわたる準備委員会での検討を経て、2000年5月1日に「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」および「ガイドライン」を制定し、規則に基づきセクシュアル・ハラスメント対策委員会を設置した。

セクシュアル・ハラスメントに対する本学の考え方および定義は、次のとおりである。

「津田塾大学は、開学以来、女性のための高等教育の充実と発展をめざしてきました。本学のすべての者が、個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメントのない快適な環境のもとで学び、研究し、働く権利を保障するために、このガイドラインを制定します」「セクシュアル・ハラスメントとは、勉学・研究・課外活動・就労などの関係においてなされる相手方の意に反する性的言動で、行為者本人の意図にかかわらず、相手方にとって不愉快な性的言動として受け止められ、その言動に対する対応によって相手方に利益もしくは不利益を与えたり、または、本学における勉学・研究・就労の環境を損なうことをいいます」（「津田塾大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」からの引用）。

セクシュアル・ハラスメント対策委員会は学長の諮問機関であり、本学の教員から選任される者4人、職員から選任される者2人からなり、必要に応じて学外の弁護士である特別委員が参加する。

申し立てに対する相談窓口として教員、ウェルネス・センターの医師およびカウンセラー、その他の職員を含む17人が相談員に任命されており、その氏名、連絡先は全学生、教職員に公開されている。

「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」は、この問題に関する大学の責務と構成員の権利および義務、調停委員会および調査委員会の設置、具体的事例の解決のための手続、関係者の守秘義務などを定めている。救済申し立てがあった場合は対策委員会は調査委員会の報告書に基づいて審議し、学長に対し勧告書を提出する。規則は、学長は対策委員会の勧告に基づき、セクシュアル・ハラスメントを行なったと認められた者に対し、必要に応じ注意または懲戒のための手続をとるとしている。また、この手続を受けた本学構成員による1ヶ月以内の不服申し立て、およびそれに対する対応についても定めている。

規則については、約2年を経過した2002年1月16日に、それまでの経験を踏まえて改正された。

セクシュアル・ハラスメント対策委員会の事務および相談窓口の事務は、総務課が担当している。

なお、『「セクシュアル・ハラスメント」相談の手引き』を全教職員および在学生に配付して、この問題とそれに関わる規則・制度に対する周知と理解を図り、かつセクシュアル・ハラスメントの防止と制度の適正かつ円滑な運用を目指している。

さらに、2002年5月にセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント（いわゆる「いじめ」等）に対応するためにアカデミック・ハラスメント対策委員会（仮称）が発足した。アカデミック・ハラスメントの定義は「大学に固有な環境あるいは人間関係を利用して、本学の構成員が他の構成員に対して行うハラスメントをいう。ただし、セクシュアル・ハラスメントを除く」「前項にいうハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、相手方に不快な言動として受け止められ、その結果本学における勉学・研究・就労の環境を損なったと認められる行為をいう」とされている。この委員会は、その他の点については「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」を準用する形で、運営されてきた。この委員会の相談員は「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」の相談員が兼任している。

また、これらの制度の発足以来、この問題への理解を深めるため、本学構成員を対象として、外部講師による研修会を2回開催した。

評価および問題点と改善の方策

セクシュアル・ハラスメントおよびその他の人権侵害に対して、上記のように対応してきたが、この3年間の経験はいくつかの問題点を示唆するものであった。

まず、本学のような小規模の大学で上記の2つの委員会を維持することは大学構成員に過重な負担をもたらすばかりでなく、当事者と距離を置いた委員会を選任することも困難である。また、実際に対応した事例の中にはセクシュアル・ハラスメントとその他のハラスメントが混在しているものもあった。さらに、このような問題への対応に本学構成員の多くがまだ不慣れであることから、規則の制定や研修会開催にもかかわらず、委員会などの対応にも十全とは言えない点があった。

これらの問題点に対応するために、2つの委員会を統合し、また、調査委員会に学外の専門家を含めるなどの改革案を早急に検討したいと考えている。

さらにセクシュアル・ハラスメント等の問題は古くから存在したかもしれないが、近年急速に注目をあびてきたと言える。したがって、直接関わる委員なども含め、ひき続き大学の全構成員のこれらの問題に対する理解を深め、意識を呼び覚ますことが重要であると考え、そのための対応を積極的に図っていきたい。